

岐阜県公報

号外 (15) 平成二十一年 四月 一日

目 次

- 岐阜県訓令 甲
- 岐阜県教育委員会訓令 甲
- 岐阜県警察訓令

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(男女参画青少年課)

ページ
一

- 岐阜県訓令 甲
- 岐阜県教育委員会訓令 甲
- 岐阜県警察訓令

岐阜県訓令 甲
岐阜県教育委員会訓令 甲 第一号
岐阜県警察訓令

庁 中 一 般
各 現 地 機 関
各 教 育 機 関

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇
岐阜県教育委員会委員長 月 村 時 子
岐阜県警察本部長 井 口 育

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県青少年対策本部設置規程

昭和五十六年岐阜県教育委員会訓令 甲 第一号 の一

部を次のように改正する。

別表第一中「危機管理統括監」を

「秘書広報統括監
危機管理統括監」

に、「産業労働観光部長」を「商

「会計管理者

議会事務局長
 人事委員会事務局長
 工労働部長」に改め、代表監査委員
 監査委員事務局長
 労働委員会事務局長
 を削る。

別表第二中 「総務部人事課長
 総務部行政改革課長」 及び 「総合企画部市町村課長」を削り、「産業労働観光部産業政策課長」を「商工労働部商工政策課長」に改める。

附 則
 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社